九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

近郊農民の一面:一つのメモ

内藤, 莞爾

https://doi.org/10.15017/2543816

出版情報:哲學年報. 16, pp.129-185, 1954-11-30. 九州大学文学部

バージョン: 権利関係:

近 郊 農 民 0) 面

つのメモ

内

藤

爾

ŧ Ź ታኔ^ጳ É

そこで行われる人事が、かならずしも開放的であるとは限らない。もつとも、これらの指標は、 であると結論することはできない。また、或る財閥が經營的には世界的な展がりをもつていたとしても、さりとて、 の封鎖性を云々する場合、その封鎖性の指標として、 い。われわれは、社會生活の一面の封鎖性からして、ただちに他面の、或るいは全體の封鎖性を推測することはでき 會が絕對的に封鎖的だということは、こんにちでは、 日本の農村社會が封鎖性を濃厚にしていることは、 例えば、或る村の出稼者がきわめて高率であるといつて、そのことからして、彼らの愛鄕心や望鄕の念が稀薄 何を採りあげるかによつて、 まずありえない。もつとも、地域社會に限らず、 社會學者のよく指摘するところであるが、しかし、或る地域社 事態はかならずしも同一ではな 積分的な關係に置か 一般に共同體

しかし、 かかる封鎖性や開放性は、 いうまでもなく、外社會との關連においてのみ問題となりうる。そして、との れて、

一つの全體構造(社會體制)をなすわけであるから、

かかる全體構造の點からして、

一共同體の封鎖性・

開放

性を問題とすることは、

あながち不可能ではない。

近郊農民の一

面

二二九

性そのものではない。 に對する行動や態度において、それが具體的に「拒否」とか「受容」とかして表現されなくてはならない。 同質性乃至連續性である。けれども、 前者の場合には、 封鎖性を昂め、 その共同體が外社會に對してもつ構造上の異質性と獨立性とであり、 また開放性を助長するものとしては、おそらく、 かかる構造上の差異や類似が、封鎖性とか開放性とかとして示されるためには、人々が外社會 構造上の異質性や同質性、或るいは獨立性や連續性は、ただちに封鎖性・開放 次の特徴が指摘されたに違いない。すなわち 後者の場合には、 逆に、 その

的接近という空間的條件だけでなく、また、 であり、 條件である。 外社會との接觸の頻度というものが、 わが國の農村についていえば、 本稿は一近郊村についてのまことにささやかな報告ではあるが、少くとも、 かかる近郊村が、 かくして、都市のもつ開放性が次第に滲潤して、いわゆる開放的農村が形成される、 以上のような「極性」的な把握を離れて、これを過程的に眺めた場合、大方の信ずるところによれば、 都市と農村とは、もちろん、 たまたま、 かかる誘因としてしばしば指摘されるのが、その村が都市近郊に存するという地理的 歴史的にも外社會に指向すべき因子を包含していたとするならば、それは單に 一共同體の封鎖性を次第に開放性に轉ぜしめる誘因であるとされている。 相互に作用する。けれども、近郊村においては、 時間的にも開放的になるべき性質を備えていたということになろう。 間接的觀察より知りえた限りでは、 都市化の影響は一層顯著 というのである。 しか 地 以

裁を備えているわけではない。 上の條件を具備した農村のように思われた。そこで、 彼らの態度のうちに讀取ろうと試みてみた。もちろん、探索的な意味からなされたもので、 かつ結果的には、完全に失敗した例といえるであろうが、ここではあえて、 われわれも、この農村の開放性を一應、 豫.想して、 何ら態度調査の體

「一つのメモ」としてとどめておきたい。

稿の内容もスケジュ わばその副産物である。 昭和二十八年二月、 1 わたくしは山口大學文理學部の委囑によつて、社會調査の賃習を行う機會に惠まれた。 ルの結果を整理したにとどまつている。 學生諸君を指導しながらのことであるから、わたくし自身の聽取りはほとんどなく、 なお、本調査については同大學近澤助教授の多大の御霊力と村當 この調査記録は、 したがつて、本

局・村民各位の心からの協力とをえた。厚く謝意を表したい。

調査地として採りあげたのは、

山口縣吉敷郡大内村であるが、まず、

慣例にしたがつて、

村の概要について述べて

らほぼ北西に走る縣道によつても、 に走る小鯖川と東西に流れる仁保川との合流點に、小さな平野が展ける。小鯖川と仁保川とは棋野川となつて、 おきたい。 山陽線方面から山口市に至るには、小郡からバスまたは山口線によるのが普通であるが、これとは別に、防府市か 同市に達することができる。この縣道が小鯖村の山間部を抜け出たところ、 山口

市に沿い小郡轡に注ぐのであるが、この小平野も椹野川にしたがつて、山口平野と接續している。大内村は、この二

村の周邊部には山地もあるけれども、まずこの平野を獨占した形

つの川に挾まれた、

平坦部を中心とした村である。

の村だといつてよい。 縣道は村の中央を南北に貫き、これには山口=三田尻間の國鐵バスが走り、山口驛から約十分で村の中心部に達 山口市からすれば、ただちにその西南に接しており、吉敷郡からすれば、 その東北に 位置

する。 村は東西の最長七キロ餘、 村を東北に横切る村道には市営バスと防長バスとが通い、 南北の最長六キロ弱、 面積二四キロと記され、 交通の便は至つてよい。 まず小村である。世帶數一、二三二、人

近郊農民の一面

口 Ħ.

九七六、

男女の差はほとんどない。

表 世帶數 % 769 62.4 15 1.1 37 3.0 3 0.2 3 0.2 293 25.0 0.7 9 3.8 47 1.5 18 23 1.9

業 業 業 業 師 者 職 99:8

1.232 ではない。所得者數および所得金額の比は、

ととをおもわせる。 きいようであるが、個人所得別に見た場合、事態はかならずしも同

ところで、これによれば、農業の比重は依然大

かつての農村に都市的因子の侵入した

とははるかに落ちて、 すなわち、農家六割强、これに次いで勤勞者世帶二割五分で、 大體、

世帶主職業よりした分類は左のごとくである (第一表)。

其 他 29 計 1.857 100.0 である。 る。が、 所得者に注目した場合、 の高いことは了解されよう。 反對に農家の家族員で給與所得者は當然給與者のうちに加算される ことに な また、 土地を地目別に見ると、 水田の大部分は裏作可能で、 いずれにしても、 世帶主以外の農家農從家族員は以上の數に含まれず、 村の經濟が農耕以外の業務、 第三表のようで、水田村たることは一見明瞭 すなわち、 全水田中、 特に給與に依存する度

第二表

所得者數

723

165

844

42

24

所得額比

39.0

8.0

52.0

0.4

0.3

0.3

農業者四割ということになり、

その關係はさきと逆になる。

また、

とにかく、これによれば、

所得金額において、

勤勞者五割、

職

農

エ

商

林

醫

無

計

二表)。農業所得にどの程度の信頼性を置くべきかには問題もあろう

次のようである

業

入 源

業

業

與

當

林

農

誉

給

配

Ш

%

の農家經濟を潤す度高く、これらは直接、或るいは協同組合を經て、山口・防府等の消費地に出荷される。

二毛作田八五%弱、

他に三毛作田二%强を敷える。

その他、

近郊村の常として、

蔬菜類

(白菜・大根・夏野菜

一毛作田

七

	第三表				
地		且	面積(反)	%	
	田		6.072	49.5	
	畑		515	4.2	
171		林	5.130	41.8	
原		野	10	0.1	
宅		地	537	4.4	
	計		12.264	100.0	

第四表				
專	籴	別	農家數	%
專		農	363	47.3
兼		農	408	52.7
內	_	籴	270	35.0
譯	=	兼	138	17.7

第五表				
經營階層	農家數	%		
— 3 ^K	108	14.0		
3- 5	115	14.9		
5—10	. 242	31.4		
10—15	215	27.9		
15—20	81	10.5		
20—30	10	1.3		
計	771	100.0		

見ると、第四表のよ うで、專農・兼農相

農家七七一の内譯を 業センサスによつて

九五〇年世界農

農家の多くが給與に

半ばしている。乗業

よつているであろうととは、第一表の給與(勤勞者)世帶數(二九八)と第二表の給與者數(八四四)の差からも推

察されるが、しかし、兼業農家もその三分の二が農を主とした第一種兼業であるところからすれば、農業のもつ比重 は依然として大きいとしなくてはならない。また、全農家を經營階層別に見ると、第五表のようで、最高は五反から

家一戸當りの平均反別は八反五畝餘で、これは山口縣平均六反二畝に比べて二反以上高く、しかも、その大宗をなす 町の階層で、これにほぼ匹敵して一町から一町五反の階層が次ぎ、この二階層だけで既に全體の六割に達する。農

水田が大部分、二毛作以上可能だとすれば、かなり裕福だといわざるをえない。専農のほとんど(八一%)が五反以

上の經營であることは當然としても、しかし、兼農の場合でも、五反―一町の農家は全兼農の三四・五%、一町―一 これは全村平均四・八五人、非農家平均三・六四人に比してはるかに高い。非農家の三・六四人のごときは、 町五反の農家は一八・一%で、その内容はけつして惡くない。また、全農家の平均家族員數は五・五八人であるが、

字だけからすれば、すでに大都市型に指向するものである。なほ、試ろみに、農家の經營規模にしたがつて、

第 表

以					
-	業 種	Œ.	從業者數	%	
公	益•運	通	445	54.4	
 +	ピ	ス	114	13.0	
婁	ξ.	造	53	6 5	
卸	竇・水	産	47	5.7	
農	と 業 關	係	28	3.4	
保	險•金	融	17	2.1	
林	業∙狩	獵	12	1.5	
漁	業・養	殖	2	0.25	
鍛	ŧ	業	2	0.25	
丿	ţ	他	98	12.0	
	計		818	100.0	

は全農家の三○%である。

比は八七・四%と一二・六%となる。なお、賃付地を有する農家數

實際の小作地面積はさしたることはなく、所有地と借入地の 小自作は八反未滿、小作は三反四畝ということになる。

度を見るわけであるが、その經營反別に注目すると、 あり、なお何程かの小作經營をなす農家數三割五分程

自作と自小作とは平均一町未滿で、ほぼ匹敵している

も つ

۶ ج

のに、

第六表

, , , , , ,	
經營階層	世帶員教
反	
— 3 ···	4.32
3— 5	4.38
5—10	5.54
10—15	6.23
15—20	7.00
20—25	8:70

第七表

	N 050					
i	自	小作	別	農家數	%	
	自		作	494	64.1	
	自	小	作	151	19.6	
	小	自	作	80	10.4	
	小		作	46	5.9	
		計		771	100.0	

次に、

自小作別に眺めてみると、第七表のごとくで

よう。

昇にともなつて、

收容員數の増加する傾向が觀取され

數を分類すれば、

第六表のようになり、

經營反別の上

すなわち、過半(五四・四%)は公益および運輸・通信であり、 どうであるか。これを産業別に見ると、次のようである(第八表)。 次に、農家と並んで、との村にとつて重要な給與者については、

村内で給與を受けているのではない。多くは山口市に職をえているのであつて と共に、山口市そのものが官廳都市であることを反映するものであつて れに次ぐのがサービス關係の一四%强で、他はいちぢる しく 落ち

る

しかもこれら給與者の大部分は、

ととにも都市近郊村の性格が示されている。

三四四

とれは工員その他、工場關係者の僅少であることによつて裏書きされる。少くても、 との村の給與者の大半は、

一勞

働者」ではなくて、 ホワイト・カラー乃至これに準ずる者と見ることができそうである。

を占める食糧小賣店のほかは、二、三の家畜商・鮮魚商・酒屋・タバコ屋・パン委託加工等、さして珍らしいものもない。 の一つは工員二〇人、碎土機・唐箕等を製造している。清酒工場の昨年度査定、六五〇萬圓と見積られる。商業關係は、その半ば なお、本村で異例をなすのは、縣立農事試験場と感化院(育成學校)との存在であろう。前者は明治二十九年の創設で、一時、 大內村には、農機具製造工場二と淸酒工場一とがある。前者の一つは工員三〇人を使用して、動力脫穀機・渫溝機をつくり、他

されているが、村の統計上、この收容見の移動の占める率が最も大きい。 移轉騒ぎもあつたが、さいわいこんにちに至り、その施設は村でも利用している。感化院は、もちろん、村の生活とは完全に隔離

徴すべき地方史料をほとんど缺いているため、

村の歴史も詳細には辿り得ない。

しかし、

地理的な條件からして

そして、文明十八年「大内多々羅譜牒」によると、「周防大内縣を割きて采邑の地とし、(太子に)多々羅の姓を賜」 も、大内村の發祥がけつして新しい時代のものではないことは明かで、事實、長野・宮の馬場兩部落からは、 わつたという。同帝二十一年、琳聖太子は氷上の興隆寺を建立した。後年の大内氏はこの太子に創まるとされ、 傳承によると、 る。とすれば、 石鏃が出たといわれ、 村の北邊、すなわち、南向きの山沿いに、古く人の生活していたことは疑いない。それはともかく、 推古天皇の十九年、百濟王の第三王子琳聖太子、多々良濱に到着、四天王寺にて聖德太子に謁した。 御堀からは石剣・氷上の塔の段からは古墳が發見され、また、大塚にも古墳ありと記されてい 石斧・ 現在

在の矢田・中川と推定されるので、平安初期、既にとの二鄕の存在していたことは確かめられる。さらに、正中二年

との大内氏に因んだものである。下つて、和名抄には「八田鄕」、「仲川鄕」の名が見え、

とれは現

の大内村の稱は、

ば、 町步を所有していたといわれる。 んにち、形骸すらとどめないほどになつているが、盛時の大内村の姿は、およそ想像するに難くない。鄕土史によれ 弘世に及んで、周防・長門・石見の守護職をうると共に、居城は山口に移り、かくして、城下としての大内村もこと た。大内氏を大ならしめたのは弘盛父子であり、これが源氏に輿して大功をたてたことによるといわれる。 年の家系を誇つているが、その藏する「天文三年相傳瞭々」によつて、少くとも、中世末の佐伯氏は確かめられる)。 村は小野出馬に櫻木神社を勸請し、また妙見社を鷲頭莊より氷上に遷社した(こんにちの櫻木神社神職佐伯氏は一千 に終焉を告げることにたつた。 には「小野保」もあらわれるが、 大内氏は、茂村より四代を經た盛房に至つて周防介を稱し、以來、介或るいは權介をうけ、代々大內介をもつてし さきの興隆寺のごとき、寺坊百、寺僧五百を敷え、なお、同寺は毛利氏の代に至つても、寺領千石、山林八十二 以後、大内氏の盛衰は歴史の記すごとくである。大内氏のこの村に與えた影響は、 これに先だつて、大内氏は既に着々とその地步を固めていつた。 承平元年、 しかし、 大內茂

とんにち、 干坊・小野 村は山口宰判に屬していた。しかし、その間にあつても、大内村は、他とやや異る小城下町の性格を維持していたと より萩に移るに及び、景祥を本村間田の地に封じて、四千餘石を賜わつた。その知行地は、 いつてよい。すなわち、 天文年間、大内氏の亡ぶるに及んで、大内村も毛利氏の所領となつたが、その特異な落制(宰判制)のもとでは、本 藩制以來のものではない。市町村制發布に伴い、かつての長野村・矢田村・御堀村を併せた結果である。 問田には舊士族が殘存していて、他と異る性格をもつているといわれる。なお、現在の「大内村」の稱は、 ・菅内、大字矢田、長野と大内村の全域、ならびに仁保村深野に及ぶものである。そして、そのためか、 毛利氏の重臣、益田景祥はもと石州益田郷を領していたが、 毛利氏、 現在の大字御堀の間田 關ケ原に敗れて、廣島

河內 村內行政區劃は菅內・小野・問田・下千坊・上千坊・中矢田・上矢田・高芝・茅野神田・大道・長野・宮の馬場 氷上・御堀・ 川向の諸字から成つている(地圖参照)。 殿

この間の資料「大内村郷土職本」(大内村専常高等小學校編、 昭和十年)、「山口縣自治大觀」(昭和三年)等に據る。

.

に充てた。もつとも、 **賃習としての社會調査であつたため、** 選定はきわめて有意的であつて、 かれかれは、この大内村のうち、中矢田と茅野神田の二部落をもつて調査地 われわれの示した希望條件、すなわち、

一、事例數を百以下にとどめること、

一、比較的、農村の特徴を保つていること、

三、さりとて、村の大勢から逸脱した地域でないこと、

ており、これが中矢田・흳・石原の三組に分れる。また、茅野神田は茅野と神田とに、茅野はさらに上茅野と下茅野 したので、いま、これらを除いた世帶主による職業構成を示せば、次のごとくである(第九表)。 とに區分される。戸數は中矢田三三戸、茅野神田三二戸であるが、 にしたがつて、村當局が行つたものである。 土地の高低はまつたく無く、まさに水田中の聚落である。中矢田は役場と小・中學校を含んで、 地圖にも見るように、この二部落は相接して、 とのうち、前者からは缺票二、後者からは一を出 ほぼ村の中央を占めてい 村の中心をなし

員に他の職業を見る場合、副農は兼農の反對、すなわち、世帶主が他の職業に從事し、 本表は農を基礎とした便宜的な區別であるが、專農は農業だけに依存する世帶、 兼農は世帶主が農業を營み、 世帶員が農耕にたずさわつて

いるものである。したがつて、兼農はいわゆる第一種兼業、 副農は第二種兼業に當ることが多いと思うが、

なお兩者

		第几	衣	*
業	態	中矢田	茅 野神 田	計
(農	13	22	35
Ē	農	10	5	15
j	農	3	1	4
Ē	農	5	3	8
	計	31	31	62

關係・土木・神官僧侶・醫師・使丁・等であるが、いずれにしても、 方が高いにしても、それにもかかわらず、 の間に多少の齟齬も豫想せられる。 一〇二のうち一二人で、 中矢田は、 全有職人ロー〇五のうち、 一二%弱となる。 他産業への依存度は、 農業のもつ比重は依然として大きい。すなわ 他産業從事者は三一人で二九%、 他産業從事者は官公吏・會社員・教員・運輸 茅野神田に比べて、 中矢田の場合、 茅野神田は 中矢田

副 非 ば、 少とも農にたずさわる世帶八四%、茅野神田の場合、 この差異をさして重要ではないと考えられたので、以下、必要なき限り、 兩者の差異もおのずから出てくるに違いない。が、 との雨部落は比較的農村色豊かだといえよう。 もつとも、 九〇%となるから、大内村のうち われわれの問題點からすれば、 仔細に分析 との兩部落を してみれ

移動農家や移動農民は、 的價値と看做され、 農業が土地に依存する限り、農家と農民とが定着的となるのは當然である。殊に、 各農家がその土地に定着してからの期間というものは、 村での家格や社會關係がこれによつて作用されるとすれば、家の古さ、すなわち、定着以來の期 特別の事情のない限り、 ほとんど發生の餘地はない。 もちろん、 一律ではない。そして、定着度が一つの社 にしても、 わが國のように經營形態では、 或る農村を採りあ げた場

ځ ه

括して取扱うことにする。

なお、

部落の體制からして、分析の重點は、いきおい農家や農民に置かれることになろ

4

間が問題となつてくる。そとで、まずとの點を確かめようとしたわけであるが、もちろん、

近郊農民の一面

未經驗の學生をスタッフ

る* またはその父がこの村に移住してきたという家とである。兩者の比率は、前者が約六割、後者が四割ということにな ある。それは被問者をも含めて、少くとも、三世代以上、これらの部落、または大内村に居住している家と、 **父の出生地を質ねる形式で行われた。もちろん、これでは正確な定着年次はおさえられない。が、とにかく、** とした面接に、多くのものを期待することはできない。それで、スケジュールでは、これは被問者、 たまたま氣付いたのは、 以上の指標からして、この兩部落にほぼ二つの型らしいものが區別されるということで その父、 その祖 その結

である限り、亡夫、その父、その祖父の出生地を求めた。被問者が養子の場合もこれに準じ、要するに「家」中心に溯及してみ 本調査では、 被問者は世帶主、またはこれに準ずる者としておいた。 ただし、旣婚の女戶主については、彼女が入嫁したもの

年ということはありえないので、時間的に兩者は一應區別されるわけである。* うことになる。

したがつて、前者がいつごろから住みついたかは不明であるとしても、 つてからの移住であり、また現在までの在住期間は、最長六七年という例外はあるにしても、平均して一○年强とい ついては後に述べるとして、まず時間的な點についていぅと、さきの區別の後者は、その八五%までは現世帶主にな は、その間に或る移度の時間的斷層があるか、或るいは、他の屬性がこれに参加することが必要である。第二の點 居住期間といつたものは、連續體をなすわけであるから、 これから幾つかの區別や型を導き出すために 「三世代以上」の平均が一〇

としては一代乃至二代しか經過していないのであるが、その社會的意味からすれば、比較的新しい來住戶と同視すべきではない もつとも、當代または前代に分家した家は、前者、すなわち、「三世代以上」の方に加算しておいた。かかる村内分家は、家

資料を参考として、上、中、下のいずれかへ所屬せしめた。したがつて、この手續はきわめて幼稚なものではあつた 對する兩判定者の評價において、上と下が組合う例は見なかつたが、上と中、中と下の組合わされたもの中矢田で五 全戸を上、中、下の三階層に區分すること、また判定の規準として示唆したのは、社會的權威・信賴度・富の三者で を利用した。判定者の一人は、多年役場の戸籍係を勤めている他部落の老人であり、他の一人は調査部落を地盤とし まなものがあるけれども、ここでは暫定的に、二人の「判定者」を選んで、 その判定の結果 (Class Identification) **區別が多少とも有意味であると思われるのは、これと社會階層との關係についてである。階層識別の方法にはさまざ** するに「地の者」は、その大部分が上または中の階層に編入されるわけである。 になる。これに對して、「地の者」で下層に屬するもの六戶、すなわち、「地の者」總戶數の一五%强に過ぎない。 て、上、中、下の比率は、それぞれ三一%、二五%、四四%ほどになるが、このうち、「他處者」で上とされるもの ある。そして、これによつて、各部落を單位として評價してほしいということであつた。判定の結果は、 ている壯年の村會議員であり、 一戸(醫師)、中とされるもの一戸(農)で、つまり、「他處者」二四戸のほとんど全部は最下級の階層に屬すること ø さて、この階層區分とさきの「地の者」・「他處者」との關係を見ると、次のようである(第一〇表)。 えれわれは、これをゴールドシュミットの例に倣つて、「地の著」と「他處者」と呼んでおくが、ところで、 茅野神田で六世帶を敷えた。 これらについては、 われわれが主として「政治的参加」(=役職を洗うこと)の 有識者と目されている人物である。 われわれが 判定者に指示したのは、 調査部落の 兩部落合せ 同一世帯に との

近郊農民の一面

W. Goldschmidt, As you Sow, 1947.

			第一	〇 表			
	ļ	中 矢 田		茅	野神	田	合
	地の者	他處者	計	地の者	他處者	計	合計
上中	9	1	10	9	. 0	9	19
	7	0 -	7	7	1	8	15
下	3	11	14	3	11	14	28
·計	19	12	31	19	12	31	62
	ع A Ø	: を b	しし	司地(へた	ま 醫	0
てなり	A C よ た た た ろ	を離れて	てきなかれ	司岩水が大きます。	へ 寺 弋 て	まりであ	○戸が含

もつとも、この「他處者」二四戶のうちには、まつたく農耕にたずさわらない一 あり、 7、佐波郡柚木村、同八坂村、吉敷郡吉敷村それぞれ一となる。 いずれもさ **ると、吉敷郡仁保村四、佐波郡出雲村三、佐波郡小野村二、美彌郡綾木村、** *が濃い。が、それにしても、殘り一四戸が農家として、しかも、割に新し 宮まれる。その内譯は、朝鮮人二戶(土木および日雇)を除いて、公吏一、 っである。 かに地味の劣つた山間の村落だということであろう。 事實、彼らが生れた村 いらぬ村々であるが、さらに、その多くに共通した點は、これらが大內村よ に入込んできたことは、 こ、この大内村に移つた理由の一つは、大内村の土地豊穣に惹かされてのと 小使二、教員一、時計修理一、無職二となる。その平均在住期間は五年あ その過半は村の生活にあまり タッチしない、 文字通りの Outsiders 一應注目に値するであろう。そこで、これらの出身

村は土地が狹くて、便利が悪い。大内村はすべての點で都合がよいので、六五になつ 保村出身 七一歲

B (出雲村出身 二三歳)

それで田地を買つて、ここに移轉した。 四つのとき、父親につれられてきたので、詳しいことは判らない。父の話によると、出雲村は山間地で、百姓も思わしくなく、

四二

C (綾木村出身 四三歳

實家は五十石取りの藩士の家柄であつたけれども、四男であるため、獨力で生活を立てる必要があつた。ところが、丁度、

を心配してくれる人があつたので、昭和十六年にここへやつてきた。

D(仁保村出身 三一歲)

取つて現在に至つた。 小作人としてこの村に轉入してきた。すると、自分の小作していた地主が亡くなつて、家族は防府に移つたので、その土地を買 父は病弱で、自分は長男だつたので、何とかしなくてはならなかつた。しかし、仁保村は何かにつけて不便なので、昭和十五年

E (小野村出身 五〇歳)

火事で、小作していた土地が燒けたりしたので、つてを求めて、小作人としてこの村へやつてきた。 小野村は山間の僻地であつて、一毛作しかできない。それに水田は階段狀につくらねばならなかつた。その上、昭和十六年の山

F (岩永村出身 六七歲)

生れた村は一毛作しかできないので、暮しは樂でなかつた。それで十年前に、この村の土地を買つて、移つてきた。

(出雲村出身 六七歳)

實家は農家であるが、自分は次男であつたので、二〇歳のとき、ほとんど裸一貫で大內村にやつてきた。

によつて、「地の者」に劣らない自作農となつたようである。したがつて、さきの階層判定の際にも、 以上の諸例にも見られるように、彼らの大半は、實は小作人としてこの村に移住してきた。それが戰後の農地改革

"他處者"」であるから低位に評價されたのでなく、なお、かつての小作人層という身分意識の加わつていることは、 彼らがただ

およそ想像に難くない。

近郊農民の一面

またはこれに準ずる者」すなわち、家の代表者としたため、それはいきおい、壯年以上の男子に傾く結果となつたわ **けである。いま、その内譯を見ると、次のようである(第一一表)。しかし、以上のような偏倚的な事例抽出からは、** 度には、 永住の意志如何という點からは「地の者」と「他處者」の區別ができないわけである。もつとも、 處者」四名はすべて非農者であるので、結局、農家の「他處者」はすべて定住を希望していることになる。 する有效個票(五九票)の八%程度である。そして、その内譯は「地の者」一名、「他處者」四名で、なお、この たがつて、定型的にいえば、Membership Group と Reference Group の間に乖離の見られる場合である。ところ ープン・システムとは、その懐く價値が所屬集團――ことでは村落社會――以外の外社會に指向する場合である。 彼らの社會的態度に、 變化を與えることも豫想されるところである。殊に、薩・土・肥と並んで、維新の鴻業を生んだ長州を考えるとき、 の執着度、少くても、 ここでは、これへの道程として、まず、彼らのこの土地への關心度を見ることにしたい。農村の人たちがその土地へ との兩部落を見ると、永住の意志なしとする者、 **・地の者」、「他處者」という分け方が、どの程度、彼らの生活態度を理解するのに役だつかは今後の問題であるが** によれば、 被問者の抽出法が關係していることも爭えない。前述のように、被問者は、推計學の常識を離れて、 大内村からも華族・樞密顧問官・陸海軍將星・博士等の肩書をもつ名士を輩出している)。 いわゆるオープン・システムを想像することも、さして不自然ではないであろう。(事實、 拘着度の高いことは事實に違いない。けれども、 全體を通じて、 わずか五名に過ぎない。すなわち、 都市的な諸因子が、多少とも、 かかる定着的な態 彼らの態度に との點に關 態度の とすれば 一戶主 一他 鄕 ォ

3

•					
長男妻			母:		計
					54
2		1		8	
-40	39-	-30	29—9	20	計
16 9		9		62	

げておく。 よう。が、とにかく、ここではいま、彼らの永住の意志について、幾つかの例を擧 困難であるし、また、これは、われわれの立場からすれば、無意味であるともいえ 彼ら個人の見解を、彼らの家族生活における地位や機能から分離させでみることも 性・年齢のもたらす規制を明かにすることは、ほとんど不可能に近い。のみならず

(六九歲

茅野の勢力家

かつては自作兼小地主)

どんな良いところがあつても、行こうなどとは思わない。ここはわたしの生れた土地であ

16

長

8

b (七〇歳 神職 わずかに耕作)

り、それに家だつてある。

わたしの先祖は千年も前からここに住んでいる。いまさら他處に行こうなどとは毛頭考え

3

妻

4

世帶主

51

2

70...

年齡

事例數

男

女

c(六九歲 ない。

茅野 二代前に當村に移住)

祖父の代からの家があつてみれば、移ろうなどとは思わない。

(四七歲 茅野 農地委員)

親代々の土地で一生を送ろうと思う。

家があり、田があるので、一代、この生活を續けたい。 (三三歳 神田 部落での地位は中の上)

(三四歳 中矢田 農=協同組合勤務)

f 親はわたしの出ることを好まないし、わたしもその意志はない。

近郊農民の一面

四五

(三九歲 中矢田 女戶主)

旣に生活の基礎が固まつている。他處に出ていけば、はじめからやり直さなければならない。いまさら、出て行こうなどとは

思わない。

h (二二歲、中矢田、生活程度中)

溫床などをやつているので、この村に永住するつもりだ。他所に行く意志は全然ない。

i (七〇歲、中矢田、生活程度中)

j (四五歲、中矢田、生活程度上) 都會にも近いし、土地の條件も非常によい。第一;不動産のために、村を去る考えはない。

家も田地もあるので、永住するのが當然である。

k

(五八歲、中矢田、生活程度上)

るつもりだ。 住めは都というけれども、わたしの家とこの村とは傳統的なつながりをもつている。だから、たとへ追出されても、歸つてく

以上はいわゆる「地の者」で、かつ農業者の例であるが、いずれも積極的に、永住への意志を表明していると見る

な積極性は缺いて、むしろ、家と土地とのために、「出たくても出られない」といつた例もないわけではない。 ない、(二)生活の基礎をここにえている、(三)土地條件の良好、等であるように考えられる。もつとも、以上のよう ことができる。そして、これらにほぼ共通している理由は、(一)先祖代々の土地であつて、これを捨てることができ

「せめて親が專門學校でも出しておいてくれたなら、何とかなりましようが・・・・」

「子は三界の首枷の譬えもありましてね

「どうも先祖の位牌が重荷でして・・・・」

しからば、 苦笑しながら、話してくれた農民も見受けられる。が、これらは、全體からすれば、偏倚例だとしてよい。 次に「他處者」に屬する農民の方はどうであろうか。 スケジュールの上から判明する限り、彼らを永住

また、(二)との土地を失いたくないという氣持であると見なくてはならない。 彼らの多くをこの土地に結びつけているものは、むしろ、(一)新たに土地持となつたという意識であり、それゆえに ができる。もつとも、心理學的には、かつての生活經驗との質的・量的な距離というものも考えられよう。けれども している利便、およびこれに關連して、(三)換金作物栽培による利得、等、 の決意に導いているものは、大部分、(一)かつての居住地に比して、この村が地味肥沃であること、(二)都市に近接 おおむね經營上の利得にあると見ること

くWさんのお蔭です。自分の土地というものはいいものですよ。稅金の不公平なんて、まあ我慢しなくては・・・・」。 行くかといわれたつて、まさか赤の他人の間では住めますまい。この七反の田圃はわたしのものです。人に預けて出かければ、ま 「一介の小作人が、とにかく一町步の田地をもつようになるというのは、並々のことではありません」(四七歳、中矢田)。「何處へ しはWさんには足向けもできません。山から出てきたわたしが、どうやら人さまと一人前につき合えるようになつたのは、まつた た農地開放があるとも限りませんからね・・・・」(五六歳、神田)。また、かつてW氏の小作人だつた老人(神田)はこういう。「わた

構造の上からして、けつして小さな變革ではなかつた。もつとも、この變革によよつて、傳統的な社會的地位が一擧 歩ほどにとどまるといわれる。にもかかわらず、小作人層のほとんど全部が、これによつて拂拭されたことは、 た。多くの地主は自作しつつ、勞力の不足する部分を小作に出す程度であつて、最も大きく開放した地主でも、 三町

總じて、大地主の存在しなかつたこの雨部落では、農地改革による地主側の打撃も、さして大きなものではなかつ

るい日を確信していることは事實としなくてはならない。 に是正されなかつたととは、さきの階層歸屬の結果にも示されよう。が、 「他處者」に屬する農民が、 なお未來に

男に對する家業繼承の希望となつで現われてとよう。 いて農家被問者の長男に對する希望は左のように分類される(第一二表)。 ととろで、かように「地の者」、「他處者」を通じて、農耕者に永住の意志が確かめられるとすれば、それは當然、 との點はどうであろうか。 不明確な事例、該當しない事例を除 長

指す。しかし、旣に家業に從事している長男のある場合は、これを「家業繼承」の事例に加えた。 「該當しない事例」とは長男を缺く者、長男があまり幼少で、まだ決しかねる者、旣に他の職業に就いている長男をもつ者等を

「地の者」 20 7 27 「他處者」 11 2 13 計 31 40 . 9 三表 總事例數 -10萬 6 3 10萬一15萬 3 2

の自

計

第

內、家業繼承 15萬一20萬 13 10 20萬一 5 5 計 27 20

> は、少くとも、 これに参加していることは否めないが、以上の數字からして 條件の綜合によるものであり、 もちろん、長男に農業をやらせたいとする氣持は、 かかる希望によつて「地の者」と「他處者」 特に長男自身の希望や性向が 種 アク

長男の自由意志を尊重している。 とを區別することはできそうもない、もつとも、 者の場合を見ると、この點に關する有効事例四は、 したがつて、「地の者」、「他 他產業從事 いずれ

さらにこれを農業收入との關係において分析すると、左のようである。 でもいいえられる。非農家の場合はさておき、 第一三表は「地の者」についてとれを との農家につ

處者」を含めて、

農家に家業繼承の傾向が濃厚なことは幾分

くて、

農業による收入のみで、兼業によるものは除く。

第一四表					
	總事例數	內、家業繼承			
—10萬	4	4			
10萬一15萬	7	5			
14萬一20萬	2	2			
20萬一	0	0			
計	13	11			
	L				

る

の希望も高まつているのが觀取されよう。作付經營の平均化されているとの村の農家 事例は僅少であるけれども、農業收入の上昇にともなつて、長男に對する農家相續

のような場合、農業收入はほぼ經營規模の函數と見てよいであろうから、經營規模と

農家繼承に對する希望との間には、 しからば、 同様な關係は「他處者」の農家にもあてはまるであろうか。事例は前 或る程度の相關關係を認めてもよいように思われ

者よりも一層少くなるが、その結果は第一四表のようになる。事例數からして、

にして、むしろ經營規模にもかかわらずといつた性格が示唆されないのでもない。つ の發言權はほとんどないわけであるが、あえていうならば、

「地の者」とやや趣を異

た「新しく土地持になつた悦び」とつながるものであるかどうかは不明である。が、少くても、これと無關係でない まり、一様に農業世襲の希望が讀取られないでもない。もつとも、これがさきに述べ

四

ととは推察されよう。

他の職業にたずさわる人たちは、この點、多少とも消極的である。

農民が、その理由のいずれを問わず、定住意欲の强いことは、以上によつてほぼ確かめられる。ところが、これに

四九

a (三六歲 農事試驗場統計官吏 在住二年)

時、山口市に住んでいたが、勤務先が當村の試驗場に變つたので、ここに移つてきた。子供の教育のために、良い環境だと思

うので、現在のところ、他處に行こうとは考えない。もつとも、轉勤にでもなれば別である。 (三九歲 醫師 父の代、當村に開業 在住一六年)

永住のつもりでいる

c(五四歲 中學校使丁 在住四年)

d (六〇歳 「子供もいませんし、これといつた望みもないので、この村に住みたいと思います」。 朝鮮人 日雇 在住五年)

獨り者ゆえ、別に行くところもないので、ここにおりたいと思う。

e (二七歲 銀行員 在住一年)

f(五八歲 いまの借家暮しをやめて、自分の家(都濃郡)に歸りたいと思うが、職業柄、それも出來かねている。 寡婦 小學校使丁 在住一三年)

つても、適當な場所もないので、すぐ出掛けるというわけにはいかない。 次男が宇部に勤めているので、行くとしたら、宇部の近くに移りたいと思う。しかし、いまの仕事もあるし、また、あちらへ行

保母 在住一年)

「まだ勉强したいので、東京へ出たいと思いますが、保育園の仕事があるので、それもかなわないでおります」。

中學教官 在住一年)

出たいと思う。

h (二四歲

わたしの家は大内氏の出であるので、因緣の深いこの村に住みたい氣持はある。けれども、やがては敎育の中心である山口市に

1 (五〇歳 朝鮮人 土木 一年半)

いままで何遍となく移轉している。長くても一年以上、住んだところはなかつた。ここは一番長く住んでいるし、それに家内も 行きたがらないので、自分もいるつもりである。

営異るオリエンテーションをもつことは明かである。 dの醫師も、 Щ 身者ではない。すなわち、さきの事例者の郷里は、 て 積極的ではない。と共に、その在村期間が比較的短いこと、 c は本村出身ではあるけれども、 これらの見解に通ずる點は、 e 村の社會體制のうちに、 都濃郡富內町、f=山口市朝倉、 彼自身は兵庫・岡山等の病院に歴職している。いずれにしても、 充分繰入れられていないことも注目されよう。 「行きたくとも行けない」というか、少くても、その態度と大内村に對する愛着とは 三〇年近くも樺太で暮した引揚者、 g=山口縣大島、 a = 美彌郡奧長田村、 かつ彼らの職場乃至職業上の地位が(醫師の場合を除い h=山口市名田島、i=朝鮮江原道であり、 gは朝鮮からの引揚者、 b = 山口市大藏、 しかも、彼らは、 彼らが「地の者」または農耕者と、 c=大內村、 hは臺灣生れである。 おおむね、 とのうち、 d = 朝鮮釜 との村の出

7 8. 的 Ŕ かつ農家=「地の者」と非農家=「他處者」との二つのグループは、階層的には、ほぼ上下の二層をなしている。 にはあい重なる事例が多い。すなわち、「地の者」の大部分は農家であり、「他處者」世帶の牛敷は非農家である。 農家と非農家、「地の者」と「他處者」、 量的に見た場合、 この兩部落の社會的・文化的價値指向が農耕的・土着的なものに基礎を置いていることは確かだとい つ てょ 農家は非農家を、 「地の者」は「他處者」を凌駕している事實が指摘される。が、 との二つの分類は、まつたく別の基礎からなされたにもかかわらず、 いずれに しか

ないかということも考えられる。そこで、さきの分類にしたがつて、他出經驗の有無を見ると、次のようになる(第 五表・第一六表)。ただし、この數字には若干のコメントを必要とする。 というのは、 これは「あなたは(兵役の場 もつとも、村への無關心と愛着とは、單なる價値指向ではなく、實は彼らの他出經驗の有無と關係しているのでは

第一五表					
他出經驗	有	無	計		
「地の者」	16.7	83.3	100.0		
「他處者」	30.4	69.6	100.0		
計	47.1	152.9	200.0		

	第一六	表	
他出經驗	有	無	計
農 家	17.0	83.0	100.
非農家	45.4	54.6	100.
計	62.4	137.6	200.

		尠	家		17.0		83.0		0.0
	3	作 農	家		45.4		54.6	10	0.0
		計			62.4	1	37.6	20	0.0
世の場所分布としまっ	泪當り懸暑が催むら れる。まる、これと隻家世界に手隻家世界にこ 子	かかわらず、第一五表からすれば、「地の者」と「他處者」との間には	者の場合、一層高くなることが豫想されるわけである。が、それにも	以前の經驗は除外されることとなるだから、他出經驗そのものは、後	來の經驗だけが問われることになる。つまり、後者においては、定住	「他處者」については、この土地生れの者を除いて、この村に定住以	いては、出生以來の生活的他出のほとんど全部が求められるにしても	という質問に對する應答であるからで、したがつて、「地の者」につ	合を除いて)六ケ月以上、この村を離れて暮したことがありますか」

によつても表現されるに違いない。まず、配偶者の職業に對する希望を、農家・非農家に分つてみると、次のように ないことは豫想以上であり、かつ、彼らの年齢が比較的高いとすれば、いよいよおどろかされるわけである。 の有無は非常に接近してくる。いずれにしても、「地の者」=農家の被問者の大部分が村の外での生活經驗をもつてい つた場合、農家の他出經驗有無の比率は「地の者」の場合のそれとほぼ同様であるにしても、非農家では、 ところで、量的に見て、かように彼らが土着的・農耕的であるとするならば、それは子女の婚嫁先についての希望 との經驗

			第一	七表		-		
. 7	農	半農	他農 職ま	醫	會社員	由本 意人	分家さ	計
1	家	農半商	業た は	師	員	志の自	す	Д1
家	21	4	5	1	1	8	1	41
農家	1	0	1	0	0	2	0	4
計	22	4	6	1	1	10	1	45
非農家	には	上表	のほ	か, 翁	退行員	・官	ず史・	僧

その擧げる理由の多くは、

生活上の安定であり、加えて、戰中・戰後の食糧不足

これに「半農半商」、「農または職業」の分を加えると、

にしても、

農家の場合には、

なる(第一七表)。

すなわち、非農家については、事例少きため、何ともいいかね

婚嫁先が農家であることを希望する者約半數、

また

約七割に達する。そして

(非農家には上表 侶各 I が加わる)

ている。

したがつて、その比率はほぼ同様であるが、

しかし、近くを希望する向

農

非

するもの三が含まれる)、また三二%はなるべく近くを、三四%は遠方にても可とし 近くであるととを望んでおり(このうちには、村内を希望するもの二、近接村落を希望 先の距離についての希望を見ると、非農家も含めた總事例の三四%は、はつきり を擧げるのであるが、とにかく、職業的内婚の傾向はいちぢるしい。次に、 婚嫁

あつて、さきとは反對の傾向が觀取される。が、それにしても、この自由意志とするものは、全體の二割弱に過ぎな 自由意志に任せるという八例についてみると、近く、なるべく近くはそれぞれ一例、遠方にても可とするもの六例で に多少とも農家を希望する例を加えると(三〇件)、七割餘が近距離を望んでいる。 はつきり相手方を農家とした事例(二一件)においては、その八割餘が近距離であることを希望しており、またこれ しかるに、 これに對して、 娘の

つて相手も農家、またはこれに準ずるものを希望する事例を見ると、近距離を望む比率は一層高くなる。すなわち、

きは、前二者を合せて、全體の三分の二に相當する。さて、このうち、農家であ

* 非該當例、すなわち、嫁くべき子女をもたないものを除く。

近郊農民の一面

いことに留意すべきであろう。

-九表 (A) 農家

して、

そとで、

との婚姻の希望條件と關連する意味で、實際の通婚範圍について見ておきたい。詳細は後に觸れることに

かつ距離的には近く乃至なるべく近くの相手方を希望している。

214	743	· (,		200
地	域	「地の者」	「他處 者」	計
林	內	10	2	12
ΉI	市口	9.	1	10
吉	敷	6	4	10
佐	波	3	4	7
美	彌	1	1	2.
阿	武	1	1	2
都	濃	0	1	1
玖	珂	1	0	1
防	府	1	0	1.
厚	狹	1	0	1
大	分	1	0	1
滋	賀	0	1	1
f	t	34	15	49

八表(A)

手の職業	窓	牛農半商	職 農 業 人 兼	人	官公吏	恵の自由	計
實數	7	2	1	1	. 1	5	17
g敷 いずれも自身が農家、かつ距離的には近く乃至なるべく	7 する者は、その全部が遠方にも可としており、		第	一 近 く 6 になる (第一八表)o	表 なるべく 2 るまい。それで、「他處	B)	計 17 30.6亿
なるべく	さらに、	ことが注	多いこと	事例は僅少であ	者」につい	教、農家	「他處字

自由意志とする者が比較的多いこと、またB表では、遠方にても可とす

(第一八表)。 事例は僅少であるけれども、まず A表では、本人の

「他處者」についてだけ、一括して示すと、

次のよう

る者が過半數を占めていることが注目される。なお、本人の自由意志と

相手方に農家を希望した被問者は、

さらにこれを「地の者」、「他處者」に分つてみることも興味あるが、 「地の者」は大多教、農家であるので、改めて述べる必要はあ

五四

いま、妻の實家所在地を分類すると、次のようである(第一九表)。すなわち、農家の場合、最高は村内で、これ 地の者」 他處者」 圳 計 1 保 1 0 美 彌 0 1 1. 熊 毛 1 0 1 鶋 根 0 1 1 岐 1 1 0 北海道 0 1 1 朝 鲜 1 1 0 計 2 5 7 る。

大多數は農家であるが、 に達する。とれら實家の 郡内を加えると、 に山口市を含めた舊吉敷 六五%

の場合、 とにかく、 しかるに、これに對 比較的狹小であ 通婚圏は、と

A 表 かに、 (農家)において、吉敷・佐波雨郡が比較的多く「他處者」によつて占められていることは、夫の鄕里との關係 非農家事例の大部分は「他處者」であつて、彼らは實は他處で結婚している事實に注目すべきであろう。 非農家は、 事例少きにもかかわらず、婚域の相當分散していることが豫想される。 しかも、B表に示されるよ

五

から理解さるべきである。

とも考えられない。むしろ、 **ずである。それは量的に見て、農家が非農家に對し、また「地の者」が「他處者」に對して、壓倒的に優勢であると** 的態度を見るのに有効である點を指摘してきた。けれども、あえてこれを「型」と看做すことは、保留しておいたは 住みついたのではなかつた。さきに示した「他處者」農家のうちから、二、三の例を拾うと、 いからである。というのは、 いぅ點からだけではない。もちろん、村の支配的諸價値が農家的=「地の者」的ものに置かれていることには異論は が、それにしても、 以上、われわれは、農家と非農家、 非農家や「他處者」は、 かかる支配的諸價値に多少とも統合さるべき基礎をもつていたことを、見落すべきでな 「他處者」の過半を占める來村農家にしても、 「地の者」と「他處者」という區別が、多少とも村落生活や彼らの社 かかる諸價値に對して、まつたく附帶的乃至偏倚的な存在をなす 彼らの多くは何の因縁もなく、この村に

A(仁保村出身 七一歳)

在所有の田地は、下矢田Y・S氏の世話で、長野H・A氏のものを買取つたのである。しかも、來村する以前から、茅野の有力 前述のように、終戰後、ここに移つてきたのであるが、旣に村內の長野部落には妻の妹と、別の妹の一家とがあつた。また、現

.

五六

者1・R、M・S、F・Mの三氏には家屋・土地のことで世話になつたと、その恩を感謝している。

D(仁保村出身 三一歲)

昭和十五年の轉入であるが、祖父は當村宮野部落の出身であり、また現在矢田部落には伯母・叔母が住んでいる。なお、小作人 として入村したときには、中矢田のY・C氏がその世話をしている。

E (小野村出身 五〇歳)

當村居住のS・S氏が小野村の出身であり、その肝煎で、丁度、手の足りなかつたW・T氏の小作人となつた。そして、農地政 革の結果、一町五反を所有するに至つた。

H (小野村出身 四八歳)

前記Eの弟。終職まで京都の方にいたが、兄の勸めによつて當村に來た。

C(綾木村出身 四三歳)

昭和十六年の來村であるが、中矢田には妻の弟、神田には叔父がいる、來住までの面倒を見てくれたのはこの神田の叔父である。

G(六七歲 出雲村出身)

I(仁保村出身 「出雲村の出で、この村に住んでいる人が勸めてくれたので、裸一貫で参りました」。 五二歲)

朝鮮からの引揚者であるが、妻は中矢田の有志家〇・T氏の娘である。

J (柚木村出身 五五歲)

「綠故關係が多いので、百姓をするのに便利だと思つて、二四歳のときに参りました」(個票で判るところでは神田の妻の甥O

丁氏が見出される)。

以上は「他處者」であつても、いずれも農業者に限られる。そして、かかる外來農家には 當然のことではあろ

うが――、「地の者」との關連が多少とも見受けられる。いいかえれば、その理由が緣故、恩顧のいずれを問わず、 村

の諸價値を承認すべき基盤が、旣に當初から與えられていたわけである。

業にたずさわつている者は、 には、あまりにもその地位が低く、乃至は異質的な業務にしたがつているのである。 の體制に織り込まれる必要は少く、あるいは、織り込まれることをあえて欲しない。さらに、いえば、織り込まれる ところが、農家以外の「他處者」となると、こうした關係はずつと稀薄になる。つまり、「他處者」で農以外の職 いわば生活の便宜のために、この村に席を置いたといつた色彩が强い。したがつて、村

「官舍生活をするよりか、いまの暮しの方が、他人の干渉がなくて、ずつと良い。しかし、寄合のようなときには、周園がみな農 「學校の内に住んでいるので、あまり交際もありませんので、別に不滿と思うようなこともありません」(使丁 五四歳)。

家ですから、出る話はほとんと農業のことばかりで、とても窮屈です」(三六歳公吏)。 「村の人たちと交渉をもたないものですから、不満も滿足もありません」(中學校教官二四歳)。

「獨りで暮していけばよいのだから、部落のことには一向かまいません」(朝鮮人五〇歳)。

値を承認し、それに適應しなければならなかつたのと比較して、これはいちじるしい差異といわなければならない。 けれども、彼らが「不滿なし」とするのは、「地」の農民の約半數が「不滿なし」とするのと、けつして同じではな いかえれば、 とれらは部落の生活で、「これは困る」とか、「これは不滿だ」とか思うことがあるかという間に對する答である。 前者の「不滿なし」は、むしろ部落生活に對する indifferent な態度に由來するものと考えることができる。 彼らにとつては、村は非人情の世界なのである。同じく外來者でも、 いわゆる「他處者」農民が村の價

ţ Ц を便宜上、親戚・知人・友人に分ち、その計および一世帶平均の敷を示せば、次のようである(第二〇表)。 ない。いいかえれば、各世帶の平常交際している範圍を調べることである。そこで、いま、親しく交際している相手 來事に屬する。しかし、 至緣故の線が浮び上つてきたことである。移住は一家の重大事であるから、 ところで、さきに來住農家の經緯を質した際、注目された事質の一つは、 また、かかる親族が、各世帶の交際範圍のうちにおいて、いかなる地位を占めているかに向けられなければなら およそ想像に難くない。 とすれば、 差當つての問題は、 平常親しくしている親族は いかなる範圍と内容とをも かような際に頼りになる親族は、おそらく平常時においても親しくしている間柄であること 生活史的に見れば、もちろん、 かかる移住の動機となつたものに親族乃 異例な出

第二○表(A)一農家一							
	親戚	知 人	近隊				
總數	119	47	65				
一戶平均	2.59	1.00	1.41				
第二〇)表(B)-	一非農家					
	親戚	知 人	近隊				
總數	16	7	9				
一戶平均	1.77	0.77	1.00				
			•				

隣

隣

交際範圍にある人々について、もし親疎の區別が可能であるとするな~	農家の場合とほぼ同様である。ところで、本調査においては、かような	少いので、もとより採るに足りないが、それでも順位ならびに間隔は、	が目だつて多く、以下、近隣、知人の順となる。非農家の場合は、事例が	う。が、とにかく、かよろに區別したとき、農家における選擇數は親4	的なものでなく、農村の場合には、その二乃至三が相重なる場合もある	もちろん、親戚・知人・近隣の別は、テンニェスのいうごとく、絶言
あるとする	ては、か	らびに間	場合は、	る選擇數	なる場合	うごとく、
る な な	ようか	幅は、	野 例	は親	もあっ	絕

有効個票だけについて集計してみると、次のような結果となる(第二一表)。 る上に、 インストラクションにも手落があつて、相當數の不能票を出し

ば、あえてその順位を附することを要求してみた。設問自體に無理があ

たのであるが、

農家一	-
近隣	計
2	35
4	27
5	. 23
5	16
7	9
6	10
3	. 7
0	2
1 .	1
0	1
33	131

戚 知

33

20

15

8

0

1

1

0

0

0

78

0

3

3

3

2

3

3

2

0

1

20

親

* -	泉_一衣(B)一非浸浆一							
順位	親戚	知 人	近 隣	計				
I	7	1	0	8				
1	4	2	0	6				
II	3	1	1	5				
N ·	0	2	3	5				
٧	0	0	1	1				
VI	0	0	1	1				
計	14	6	6	26				

傾いていることは、ほぼ斷定して間違いない。したがつて、親戚・近隣・知人の二者あるいは三人が、時として同

位まで採ると、

との三者の比率は親戚七六・九%、近隣一五・四%、

順 位

I

I

Ш

IV

V

VI

W VIII

X

X

計

少であるが、それにしても、親族の順位は同様に上位にある。 また、これを「地の者」・「他處者」別に見ると、次のようになる(第二二表)。その傾向は、

近郊農民の一面

個票のそれぞれが同數を相手 方

を擧げているわけではないから、 この集計そのものが既に不充分の

ず、あえてこれより全體の傾向を そしりを発れない。にもかかわら

推察すれば、農家の場合、

上位の

られているといつてよく、以下、 順位はほとんど親戚によつて占め

が接している。例えば、上位の三

いちじるしく落ちて、近隣と知人

知人七・七%となる。 社會關係の比重が親族に

その交際の様態もおそらく親族的であろうことが想定されるのである。なお、非農家の場合は、例によつて事例が僅 人に合致するとしても、少くても、被問者が彼らを選んだ意識は、親族の線に沿つた場合が多く、またそのゆえに、

一五九

農家の一部が「他處者」

試ろみに、世帶主を中心として、順位Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ位のものだけについて、(一)その父の系統、(二)母の系統、(三)妻 である。とすれば、ここで擧げられている親族の内容はどうであるか。少くても、その家との續柄はどうであるか。 に移行しただけで、大勢に影響はない。親族の絕對優勢は、「地の者」・「他處者」の分類でも、 確保されているわけ のようである (第二三表)。 の系統、(四)世帶主の兄弟、(五)同じく姉妹、(六)娘の婚嫁先、(七)反對に、嫁の實家の系統に分類してみると、次

順 位	親戚	知 人	近 隣	計
I	30	0	0	30
I	13	.3	. 4	21
Ш	12	3	' 4	18
NV.	8	3	2	13
V V	0	2	6	8 ·
. VI.	1	1	5 ′	7
IV I	1	3	3 -	7
VIII.	0	2	0	2
IX.	0	' o	1	1
X	0	1	0	1
計	65	18	25	108

離している事實であろう。これは選擇の順位の方から見ても、すなわち、第I順位においても同様である。妻に次い

事例がいちぢるしく少くなるので、省略するが、この第二三表で注目すべきは、

妻の系類が他を引

非農家の方は、

į	順	位	親	戚	.知	人	近	隣	計	
		I		10		1		2	13	
	I		II 10		2			0	12	
	n		II 7			1		2	10	
]	V	0		2			6	8	ŀ
	V		V 0		0			2	2	l
	VI.			0	2			2	4	
	計			27		8		14	49	

第二二次一层							
系統	順位	I	I	Ш	計		
父		2	3	0.	- 5		
母		4	´ 0	. 2	6		
妻		11	7	4	22		
兄	弟	4	3	2	9		
姉	妹	7	. 2	. 4	13		
娘		4	2	2	8		
嫁		1	3	1	5		
計	-	33	20	15	68		

四表(- 「地の

	順位 系統	I	I	- П	計			
	父	3	3	1	7			
	母	5 9	2	3	10			
	妻	9	8	3	20			
	兄 弟	2	1	1	4 [.]			
	姉 妹	2 5	1	. 4	10			
	娘	4	3	. 4	11			
٠.	嫁	2	3	2	7			
	計	30	21	18	69			

(B) -「他處者」

順位 系統	I	I	Ш	計
父	1	0	2	3
母	. 0	1	1	2
妻	4	. 3	2	9
兄弟	. 3	4	2	9
姉 妹	2	3	2	7
娘嫁	2	0	0	2 .
嫁	1	1	1	3
計	13	12	10	35

上のようである。次に、これを「地の者」・「他處者」に分けて見ると(第二四表)、「地の者」にあつては、當然、農家 兄弟の事例が相當減じていて、これ と同様な傾向が觀取される。ただ、

はなはだしく高く、七五%に當る。また、

絕對人數を數え、

それとの比率において、

云々すべきであろうが、とにかく、

選ばれたものだけについていえば、

以

る

なお、父方の場合、

明かに本家と目されるもの、三例を敷える。もつとも、本表のような場合、各系統に屬する

四・七%、

卑屬系は二○%弱となり、

等屬系が過半を占めている。

とれに對して、

尊屬系は豫想に反して低率であ

男系・女系という言葉は、 では姉妹の婚嫁先の系統、

との場合あまり適當ではないけれども、あえてこの區分にしたがえば、女系の占める率は

娘の嫁ぎ先となり、これらに比して、父・母・嫁の實家はやや落ちる。

尊偶系・等屬系・卑屬系に分類すれば、

尊屬系は一六%强、

等屬系は六

以下、

兄弟の家、

察されるのであるが、その原因はは は「他處者」の方に移つたことが推 兄弟の連帶意識が强いと推定するに つきりしない。「他處者」において、

した以上の系統分類は、もちろん、 本調査のみの便宜的な區別に過ぎな 親等表 なお事例が不足である。 (記述的親族組織) を無視

K

く妹の嫁ぎ先一、妻の弟二、分家した妻の兄二、妻のオバー、妻の「親戚」一となり、 らない。例えば、 は當然だといえる。けれども、 父母であり、 ある程度、 の姉妹の嫁ぎ先一、夫のオバーということになる。いずれにしても、直接の親族關係に立つ者以外に、間接の系類も した者である。また、妻の系統に次いで事例の多い姉妹のそれについてみると、その婚嫁先八、夫の兄弟の家三、 い。そとで、 選ばれているわけである。 また、妻の場合には妻の實家、 この區別の内容について、やや補足してみると、 父の系統、 最も選擇數の多い妻の系統についてみると、 かかる直接關係以外に、なお、 姉妹の場合にはその婚嫁先、 間接的な間柄の者も含まれることに注意しなくてはな 農家の場合、妻の實家一四、妻の姉の嫁ぎ先一、同じ 嫁の場合には嫁の寅家を多としていること 母の系統といつた場合、 なお、 妻の弟の一人は出養子 それは概して伯叔

277-	_Д.Ж	一浸	M	
地域	I.	I	H	計
林 內	14	6	4	24
山口市	8	. 5	6	19 .
吉 敷	5	4	3	12
佐 波	. 2	2	. 0	4.
防府市	, 0	1	1	2
美 彌	1	0	1	2
阿 武	1	0.	.0	1
美濃	2	0	0	2
宇部市	0	1	0	1
大 阪	.0	1	0	1
計	33	20	15	68

竿

の町村は擧げられていない。なお、非農家は、

事例が少いので、

ど含まれる。

吉敷郡一二は仁保村八、小鯖村四であつて、

、その他

五丰

なわち、 係は認めがたいけれども、 口市・吉敷郡によつて大部分が占められている事實であろう。 第二五表は、 し、これだけで八五%以上に達する。もつとも、 しからば、かように選ばれた親族の居住地域はどうであるか。 「新」山口市であつて、以上の事例にも、 村內三五%强、 農家について、これを示す。順位と地域との相關關 山口市二八%弱、吉敷郡一八%弱に相當 全體として見られる特徴は、 農村部が半數ほ ととでいう山口 村內 -و

山

その居住地は村内一三、山口市四、 何ともいうことはできない。また、 のととながら、 知人の多くはまた近隣者である。 吉敷二、その他、吳・下關・德山・佐波・防府・美彌・小郡各一であつて、當然 知人として擧げられている者は、農家・非農家を合せて、二六名に過ぎないが、

しからば、順位Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの親族者について、これを「地の者」、「他處者」に分けてみると、どのようになるか。

第二八衣 一 地の名」—						
順位地域	1	I	П	計		
村 內	13	4	2	19		
山口市	9	5	5	19		
吉 敷	2	1	3	6		
佐 波	2	1	0	3		
防府市	0	1	1	2		
美 彌	1	0	1	2		
阿 武	2	0	0	2		
美 濃	1	Ó	0	1		
守部市	0	1	0	1		
ST	30	13	12	55		

地	順/域	位	I	I	II	計
村		內	. 4	2	4	10
山	П	त्ता	. 1	1	1	3
吉		贩	- 2	1	0	3
佐		波	1	1	0	2
防	府	市	. 0	. 1	0	1
美		彌	1	1	0	2
大		島	1	1	0	2
熊		毛	0	1	1	2
邟		戶	0	0	1	1
櫕		濱	0	1	0	1
	計		10	10	7	27

とが同數となり山

村内と山口市

す。「地の者」の場 二七表はこれを示 第二六表および第

當然、 山口市・吉敷郡で 豫想されると

をおもわせるもの

口市との生活接近

があるが、村内・

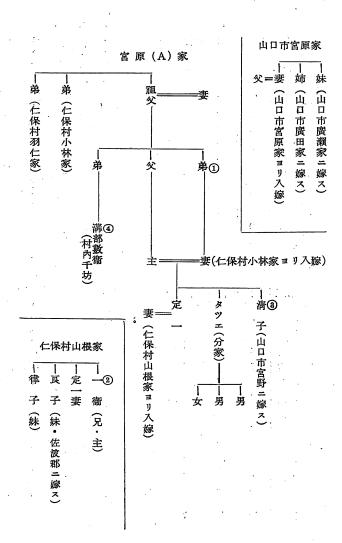
との關係がなお繼續している事實によるものであるが、それにしても村内の事例が案外多いことも注目される。もつ 絕對數を占める事實は、農家の場合と變りがない。これは農家の根幹が「地の者」にある以上、 彼らの多くが、 「他處者」は、 村内緣故を辿つて入村したことを思えば、これもさして不思議ではないであろう。 事例が半數に減るけれども、地域は逆にやや分散の傾向が觀取される。これは出身地

とろであろう。

近郊農民の一面

六三

疎にしたがうものではない。次に、二三の事例について、この親族「選擇」の様相を示したいと思う。 い。もつとも、 一層その範圍が限定されることになろう。また、かように、何かと往來する親族は、かならずしも系譜や親等表の親 要するに、交際の相手方として、親族のもつ比重は大であるとしても、その地域的な擴がりはさしたるものではな これは、 親族圏そのものが狹い以上、當然といえるであろうが、特に親しくつきあう親族となると、

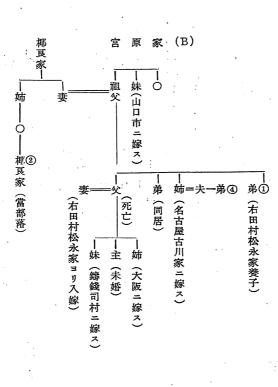


ア匹

註 ①は世帶主の妻(ハル)の實家であるが、ハルは世帶主の叔父(仁保村)の子であるから、世帶主と妻とはイトコ同志の結婚

本表には出てこない。なお、これによると、母の系統、祖父の兄弟の系統等も近くにいることになるが、當家との親しい交際は の養子となつている。いずれも距離的には近い。他に「遠縁」として、山口市の中野貞藏氏を舉げているが、親族ではないので となる。②は長男の嫁の實家(仁保村)。③は長女の嫁ぎ先(山口市)である。④はもう一人の叔父の子であつて、溝部家(村内)

無いらしい。



一六五

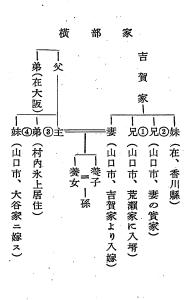
①は叔父に當るが、しかし彼は世帶主の母の實家に養子になつているので、父方、母方双方の親族となる。②は當部落の有力

註

近郊農民の一面

一六六

は伯母の夫の弟であるから、親族闘係はまことにうすく、しかも姉夫婦をとびこして、夫の弟を選んでいるのも奇妙である。 家椰真家であつて、ここには祖母の姉が入嫁したというだけで、親族闘係は稀薄である。この「選擇」は、otto る生活慣行の面にあると見ることができる。③は山口市に住む中野某で、フタイトコに當るというが、本表には出てこない。 むしろ部落内にお 4



註 る。また①は妻の箕家ではなくて、その弟の家になつている。④は世帶主の箕妹。 選擇が等屬にのみ擴がつている簡單な例である。①、②は妻の系統に占められ、 世帶主の弟は村内居住にもかかわらず③とな

親等表に示されるような親族の布置を、もし親族構成と呼ぶならば、

かかる親族構成と實際の親族關係とは、

かな

つて決定されるものではない。また、それを支配的な因子とするとも考えられない。そとでは、 らずしも一致するものではない。親族關係を成立せしめるものは、 多元的であつて、族制の上における親疎のみによ おそらく、 親族とし

て選ばれた個人乃至家族がもつ諸屬性と、これを選んだ側のもつ諸屬性とが問題となろう。さらにいえば、かかる親

またあらゆる事件の際、 族が布置し、機能している全體社會の内容が檢討されなくてはならない。けれども、ある家があらゆる狀況において、 一定の親族者を、 一定の順位にしたがつて、選び出すとは限らない。とすれば、さきの設問

.

この意味においては、形式社會學的たるを觅れないわけである。

親子の不和)誰に相談するかという質問であり、他の一つは、たまたま千圓ほどの金が急に入用となつたとき、どこ の狀況を想定して、これへの反應を見ることにした。その一つは、家庭内にいさかいの起きたような場合(例えば、 機であつて、かつ深刻度も高いけれども、後者はむしろ日常的であつて、また危機感もさしたることはない。なおい に借りにいくかということである。いずれも、いわば「危機」的狀況を假定したもので、過去の經驗を求めているの といつて、實習調査のような場合、條件の嚴密なコントロールは不可能であるので、ここでは、とりあえず、二つ 兩者は、多少とも、危機の性質と度合とを異にしているとも考えられる。前者は異常なる家庭的な危

親しい交際者として擧げられた者のうち、この家庭不和の場合に相談相手とされている者がどの程度に發見 され る 相談者を指摘した者があつて、總數においてはさきの分類中の者と一致しないけれども、親族者の占める比率は、さ お、このほかに宗教家、 きの場合よりも一層高くなる。 前者に對する農家側の態度を分類すると、 相談相手として擧げる者は親戚四三、 知人四、 長男の媒酌人、家庭裁判所、 これは事柄の内容が「家族」的であることと、 親族會議各一、關係不明者二を數える。 同一人で二乃至三の 無關係ではあるまい。そこで、さきに 近隣一〇で、な

えば、前者は感情的な危機、後者は經濟的な危機である。

	第	二八惠	- 一	是家一	
		I	I	II	計
親	A	33	20	15	68
戚	В	25	6	4	35
知	A	. 0	3	3	6
人	В	0	2	0	2
近	A.	2	4	5	11
隣	В	2	1	1	4

家に比して、相談相手が少いという事實以外に、何らいうべきものをもたな 農家は、 る者八、 される。 Bは後者)。親族においては、約半數がこの相談相手に選ばれているが、 j, の率は高く、八例を除いて、他はすべてこの内から選ばれていることが注目 **残りの半數はこれを見出しえない。しかし、順位Ⅰになると、** 第二八表は、 また、親族者のうち、明かに本家と目される者三が數えられる。 親族四、その他二、うち同時に恩人というもの二を見るだけで、農 なお、第二八表全體を通じて、相談相手が同時に恩人でもあるとす

В

4

2

9

7

5

3

1

31

A

5

6

22

9

13

8

5

68

系統

父

母

妹

とで、第二八表とは逆に、親しい交際者としては擧げられなかつたが、との 談者として指名された者のグループとの間には、若干の齟齬が見られる。 とにかく、親しい交際者として擧げられた者のグループと、家庭不和の相

控えなければならないけれども、あえて推測するとすれば、 れざる相談相手の數を示す。Bには別に、分家二が加算されるが、これによつて、やや判明するのは、 ついて、系統別に一括して見てみよう。第二九表のA欄は、親しい交際者として擧げられた者、B欄は、 男系・父系が女系・母系よりより多く選擇される事實であろう。 兄 姉 娘 嫁 計 場合の相談相手として指摘された者を、農家の親戚Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ位の者だけに かかる事件の場合には、 事例が少いので、、斷を下すことは差 系譜的な親疎、あるいはこれに かかる相談相 これに含ま

手の場合には、

Ⅲの者について、これを示す(表中Aは前者、

流石にそ

な

順位Ⅰ、Ⅱ、

基づいた舊慣的なものが多少あらわれてくるということも考えられる。特に、第一順位の八例について見ると、遠隔 (conformity cases) の性質を闡明ならしめる因子が含まれているとするならば、以上は、多少とも、 示唆的である うことになる。それで、もしラザアスフェルドのいうごとく、偏倚例(deviant cases)にこそ、かえつて合致例 地に住む兄弟三、姉一、世帶主の實父(世帶主が養子として當家を繼いた場合)二、 本家一、世帶主の父方の叔父一とい

and F. N. Stanton, ed Communication Research 1948-1949, pp 152-176) P. L. Kendall and K. M. Wolf, The Analysis of Deviant Cases in Communication Research (P. F. Lazarsfeld

とも考えられる。

——偏	歳人 隣計 らを地	總	A 111 0 18 29 ある。	B 7 3 6 16 C	- 場 村 内 10 3 23 36 るもの六	製家山口市3014あるの	吉 敷 2 0 0 2 た、右	その他 3 0 0 3 Aは總	計 18 3 24 45
倚例の流儀にならつて、近隣者の deviant cases を見ると(表中B)、その六例は	域的に見ると、村内を絕對多數としていることも明かである。なお、さきの	において、いちぢるしく親族を引離している事實が注目される。また、これ	しかも、それは絶對數においてだけでなく、第二〇表と比較するとき、その	とで特徴的なのは、いままでとは打つて變り、近隣者が親族を凌いでいることで	六、氏子および家族の勤務先を擧げるもの、それぞれ一を數える。ところで	るので省略したが、なお、本表記載以外に、協同組合・銀行等、金融機關を擧げ	右邊の表は、相手方の居住地を示す。非農家の分は、事例敷からして無意味で	Aは總數のうち、親しい交際者として擧げられた者、Bはしからざる者である。ま	しからは、 次に千圓借用といった場合の相手方はどうであるか (第三〇表)で 表中

一六九

近郊農民の

		農	家	非農家
親	戚		18	5
知	人		0	1
近	隣	-	4	0
金融	機關		28	2
f	t ,		50	8

笙二加夫

		「地の者」	「他處者」				
親	戚	15	8				
知	人	0	1				
近	隣	3	1				
金融	機關	23	7				
計		41	17				

		總教	A	В	村内	라마단	吉敷	その他	計
親	戚	15	9	6	9	3	1	2	15
知	人	2	1	1	2	0	0	0	2
近	隣	20	15	5	19	1	0	0	.20
Ħ	t	37	25	12	30	4	1	2	37

			第:	==	表一	「他属	是者_	-		
			總		F.	村	Щ	吉	その	eal.
			數	. A.	В	內	市	敷	他	計
	親	戚	6	4	2	3	0	2	.1	6
1	知	人	3	1	2	2	0	0	1	. 8
	近	隣	5	3	2	4	1	0	0	. 2
	Ħ	t.	14	8	6	9	1	2	2	14

點が置かれるようである。なお、これを「地の者」、「他 る性質の事柄の場合は、Kinship より Neiborhood に重 その居住地が村内に見出される。いずれにしても、かか deviant cases に注目すると、七例のうち五例までは、

場合に、貸手として望まれる者である。また、親族者の

平常親しく交際しているわけではないが、上記のような いずれも被問者の同一隣組に屬する者、いいかえれば、

ップされていることであろう。すなわち、その半數以上 るのは、親族その他に代つて、金融機關がクローズ・ア せば次のようである (第三三、三四表)。 金の場合はどうであろうか。繁をさけて、實數だけを示 も、「地の者」は農家と同様な傾向を示し、また「他處者」 處者」に分つと、第三一、三二表のようになる。ここで それならば、さらに、五萬とか十萬とかいう繼まつた あえてこれからの偏向を見せていないようである。 ととで 注目され

とこで擧げられている金融機關とは、その大部分が實は 金融機關によろうとしているわけである。 しかし、

Iđ,

の場合は、かならずしもそうではない。いいかえれば、對人關係の限界を超えて、制度的なものがあらわれてくるの インター・パーソナルな關係によつて處理され、あるいは、處理されることが望ましいとしても、 借財についての意識にしても、これが同一でないことを物語るものとしなくてはならない。すなわち、千圓の借金は 金融機關はわずか六例に過ぎなかつた。しかるに、ここではそれが過半數を占めるに至つているのを見ると、 て、この村内金融機關に頼る傾向の見られることは當然だといえよう。ところで、さきの千圓借用の場合には、 村の協同組合であることを見落してはならない。農家=「地の者」グループが、非農家=「他處者」ダループに比し 五萬・十萬の借財 同じく

關以上に達していることは、 てみると、この相手方のうち、さきに親しい交際者とされた者と一致するのは一一例、すなわち、半數以上というこ なお、全體として金融機關に次いで多い親族關係について見ると、これが非農家、「他處者」においては、 前表のとおりである。 しかし、これらは事例が少いので、いま農家についてだけ比較し 金融機

移は、

興味ある問題の一つたるを失わないであろう。

も異なつてくるに違いない。にもかかわらず、

である。もちろん、

「大金」の觀念には、一應社會的な標準があるとしても、それはなお、各人の財産程度によつて

小金から大金になるにしたがつて、その期待される貸主についての推

とになるが、千圓借用の相手方と一致するのは、わずか五例にとどまる。もつとも、親子不和の相談相手と一致する のは八例となつているが、 もちろん、以上によつて、三つの「危機」をとりまく社會關係について、憶測をたくまし

くするととはできない。

なものに指向していると見ることができる。その指向は、オープン・システムどころか、明かに封鎖的である。それ も馬脚をあらわしたわけである。村の支配的價値、少くても、世帶主の多くがいだく社會的價値は、土着的Ⅱ農家的 は美事に裏切られたといつてよい。村の生活に何らタッチせず、乏しい既存資料よりしたデスク・プランは、ことで 立案を試ろみた。その根據となつたのは、この村の置かれている歴史的・地理的狀況であつたが、しかし、この豫想 われわれは、この調査を企畫した際、この村の體制をオープン・システムとして理解し、これに則して、 各部落の「勢力家」についての、彼らの Voting の結果にも示されよう (第三五、三六表)。 同一人で 二人以上の 具體的

勢力家	農家	非農家	計
I.R	15	2	17
N. K	7	0	7
F. M	5	1	6
M. S	4	0	4
T. G	4	0	4
W. T	. 4	0	4
計	39	3	42

そして

「他處者」で、一票ずつをえた者、兩部落共、二名であるが、これもまた農家に屬する。もつとも、上表中

心の者」

のグループに屬し、

		l	1	·					
•	第三六表 茅野神田								
	勢力家	農家	非農家	計					
	O. R	14	1	15					
	Y. C	8	1	9					
	N G	7	0	. 7					
	M. C	6	0	6					
	Y. H	- 5	0	5					
	м. т	- 4	0	4					
	計	44	2	46					

かつさきの階層判定ではAクラスにあり、年齢は四十歳以上という點も同様である。 さらによく見ると、彼らがいずれも農家 數者に集中していることは、雨部落共通して 神田では四名を敷えるが、とにかく、票が少 外に中矢田では一票ずつをえた者五名、 選擇者のそれを超過している。なお、上表以 勢力家を擧げた者もあるので被選擇者の數は いるといえる。また、上表の各六名について 茅野

非農家の指摘した事例は、 その數僅少であるので、意味をなさない。それで、この非農家の一部も含んでいる「他處

茅野神田 家 カ 家 實數 勢 實數 6 R 6 R С 2 K Υ. 2 G 1 M 1 С S 2 2 Н G 1 Υ. 0 т. 1 Т w. Т 2 м. 計 14 計 12

者」について、その指摘する勢力家を見ると、次のようである(第三七表)。 とのほか、一票をえた者、中矢田で二名、茅野神田で一名を敷える。

の三名は「他處者」であるが、しかし、その他は、

第三六表にあらわれる

が觀取される。 人物とまつたく同様であり、また、被選擇數の順位にも、 すなわち、 農家も「他處者」も、 その目するととろの勢力 ほぼ同様な傾向

Ŕ 「他處者」、非農家の側に、まつたく不滿がないわけでもない。 家は大體、 一應の示唆がえられるわけであるが、しかしかかる體制に關係して、 一致していることになる。村の支配體制乃至權力體制について

部落には利己的な人たちもいる。 省るところがない(農家一「他處者」七一歲)。 他の迷惑も考えないで、獨斷的にものを處理し、特に自分の利益のためには、まつたく他を

1

2 村の勢力家のいうこと、爲すことには、その理由の釋然としないものが多い。村の勢力家であるので、一層このことが惜まれ (農家一「他處者」二十七歲)。

に立ち、 勢力家とボスとの限界は、きわめて微妙である。にもかかわらず、これら勢力家が、部落共同體という背景のもと かつ、との共同體が「地の者」、 特に農家によつて代表されている事質は否みえない。

1 「交際が少いので、よくは分りませんが、どうも供出のときなどになると、 處者」五〇歲)。 昔からのしきたりが出てきて困ります」(農家―「他

2、「組に入らないと、つきあいをしないという部落の人たちの考え方が嫌いである。 自分は、他處で暮してきたので、こうした 村のやり方が一番氣になります」(非農家「他處者」四三歳)。

8、「何事によらず、すぐ他處から來た者だと見られるのが、一番情なくなります」(非農家「他處者」女子五八歲)。

ることは、 しかし、 豫想されるところであるにしても、同時に、かかる不平を漏した分子が大内村の良さを口にし、また、「不 積極的に不平不滿を表明した者は、 以上五例にとどまつている。 かかる設問に No Comment の多くな

的不滿とが、次元を異にするという見方も、 平があるなら聞きたいくらいだ」、「鄕に入れば鄕にしたがうのが當然」とうそぶく一部有志家を「終生の恩人」とし て擧げるのは何故であろうか。この場、 是々非々論による解釋は、 うがち 過ぎているであろう。 問題は、 むしろ傳統的にこの村の價値の おそらく當を失する。 また、 集團的不滿と個人

Träger たる「地の者」と、かかる價値に integrate せざるをえない「他處者」との間に存する、人間的な Informal

Relationsに、その鍵を求むべきであろう。

からの批判がないわけではない。 戸主層に代表される村の傳統的な諸價値、行動樣式に對しては――どこでも見られるように――、 青年層・婦人層

きます。特に經營の無計畫性が擧げられます」(二一歳、青年團幹部)。 「一番はつきりしているのは、農業技術を含めた經營面でしよう。 割に進步的な戸主や老人でも、 われわれとは意見が喰違つて

この田に何種を植えるかといつたことになりますと、戸主の獨斷でされています。 「農家が主となりますが、經營方針についても、 もつと青年層の意見をきいてもらいたいと思います。 いまのところ、例えば、 日曜は休日にしてもらいたいと思います」(二五歳、農業試驗場勤務)。 ・・・・また、雨の日などには娛樂を認め、できる

しかし、

とうした要望を提出している

青年團の指導者が、

「理想的には、新舊の折衷、妥協が望ましい」

といつて、自説の貫徹を主張してはおらず、また經營についても、

「農業は小さいときから仕込まれているので、機械的にやるだけです」

ただしたときには と述べているのは、何故であろうか。農繁季の婦人勞働の過重について一家言を吐いた一主婦も、これへの改善策を

「いまさら、別にどうすることもできません」

と諦めているのは、何故であろうか。さらに、姑の封建性を指摘して、頭の切替えを要求した婦人會幹部も、 「でも、結局は、お嫁さんが折れてかかります。つまり、御主人や姑の氣に入るようにすることになります」

としているのは、何故であろうか。何處でも見られる農村風景ではあるにしても、土に根を下したとの村の性格が仄

見されないのでもない。事實、中堅農村青年の土地への愛着は、異分子を多く含む近郊村にもかかわらず、相當なも のだといつてよい。

にしても、その責任の一部は自分たちにあります。・・・・長男であつて、百姓を繼がないという者はほとんどありません。 「鄕里は絕對に離れたいとは思いません。何しろ、わたしの生れたところですから。 これから村が良くなるにしても、 悪くなる

なレクリエーションはほしいと思います。また、耕地の少い農家では、外に働きに出てもよいと思います」。 「純農の家では、若い者は他處へ行きたがりません。もつとも、 長男に行かれては困るので、 反對されるということもありまし

百姓が好きでなければ困りますが、反面、諦めの氣持がないでもありません」。 よう。次三男の場合には、親もうるさくいいませんが、それでも、通勤できる邊が希望でしようね。大體、家業を繼ぐからには、

ヒベ

若い世代や婦人層の Revolt も、この村の體制を變えるまでには至つていないようである。 農村の傳統は、多少の變容を蒙りつつも、 なお、維持されていく素地をもつているといえよう。 民主主義の波濤も

すび

ð

もまた、 郷土誌の類によれば、 して、かかる性格は、 きく規制しているといつてよい。その性格が、互視的に見て、 す 、れにしても、村の支配的諸價値、 との線に沿つて行われたのである。 おそらく、 との村の體制は多少とも、 日本農村の一般的性格から、 社會體制は、 これとは異なつた方向を示しているように考えられ、 農家=「地の者」集團によつて支えられ、人々の行動や態度を大 封鎖的・定着的であることも、 さして偏倚するものとも思えない。ところで、 ほぼ否定できない。そ 本調査の企費 地誌

デスク・プランにおいて、この村のオープン・システムを想定した根據は、その地理的位置と共に、以上のような歴 づけるものであつた。そこで、以下、この諸名士に對する彼らの態度を見ることによつて、 史的事情に基づくものであつた。特に、村民の印象に生々しいと思われる諸名士の輩出は、 た。さらに、 さきにも見たように、 維新以後には、 かつてとの村には大内文化が開華し、また近世には、 數々の名士を輩出して、大内村の名はひろく世に喧傳されているという。われわれが、 ささやかながら城下町の態をなしてい 本稿の一應のむすびとし との想定を積極的

ド・システムに指向する者からしては、これらの名士は大内村の出身であり、また、大内村の名をとどろかせたがゆ 郷土出身の名士に對する尊敬は、 てれを理論的に見た場合、二つの理由が考えられる。 すなわち、

たい。

えに、 尊敬に値することになる。これに對して、オープン・システムに向う者からしては、これらが舊い殼を破つて 以前か

結果は次のようである(第三八表)。非農家の側は、 ò 村を離れ、 偉い方を澤山出していますが、どんな方が尊敬にあたいするでしょうか」といつた形式のものであつたが、その よくおのれの天分を發揮したがゆえに、尊敬することになろう。 **總數一二のうち、「わからぬ」七、「該當者なし」一で、 問題とな** われわれの設問は、 「大内村は、

14 + 5 3 助 3 吉 2 Щ 將 石 中 2 永 久 某 1 村 某 1 藤 1 石 Щ, 雄 Щ 田 八 1 雄 1 村 1 野 軒 高 津 某 1 7 わ な 7

な

よると、明治十五年、工部大學校を李業、

ずば拔けて最高票をえた植木博士は、

『大內鄉土讀本』 土木鐵道鑛山に奉

職、

大正四年、工學博士を援けられ、昭和三年、

七十二歳で

表も實は、農家=「地の者」の見解をほぼ示すことになる。 らず、また「他處者」は、總數一九のうち、「わからぬ」七、 「該當者なし」五で、これも用をなさない。 したがつて、上

は現存の人物であることが注目される。すなわち、それらは現村長、 ては本村の出世頭と見てよい。そして、他は、石山中將を除いて、いずれも地方的名士であり、 の植木博士と野村素軒の二人だけである。 歿した。 大内村は、 しいてその特徴を求めれば、本村の農業經營乃至その改善に努力した點に求められる。 村葬をもつてしたという。 野村素軒は、貴族院議員、正二位勳一等男爵野村素介のことで、文官とし けれども、 上表記載者のうち、 前村長、 『大内郷土讀本』に見える名士は、 または農會長、 協同組合長等であつ しかも、その大部分 ح

近郊農民の

記された名士や歴史上の人物は、

ほとんど現われてとず、

われわれの期待は、

ととでも美事に裏切られた わ

けで 地誌に

いずれに

しても、

7

ば、 るが、問題は、むしろ第二の點、すなわち、彼らにとつて、「名士」とはいかなる人物かということになろう。 について、よく知らなかつたことは、 らがわれわれの期待しているような名士を知らなかつたか、または、 とすれば、その原因と見られるものは何であろうか。常識的には、 第一位の植木博士について見ると、その尊敬される理由のほとんどは、 「わからね」、「該當者なし」の應答が相當數を占めていることからも推察され およそ二つのものが考えられよう。それは、 「名士」の概念を誤解したかである。 博士が本村教育に多大の貢獻をなしたと 出身名士 例え

遊せしめもつて見聞をひろくせしむ・・・・・・ 立の發起を聞き、 内村植木漿學資金及び賞與金となす。けだし自ら母堂の壽を賀し、同鄕英才を養成するの意に出づ。同十三年、更に工費一萬餘圓 「故從六位工學博士植木平之允翁は、大內村の大恩人なり。天禀醇厚、最も力を敎育に盡す。大正八年、一萬二千圓を寄附し、大 |新たに理科室を建築し、大内村高等小壆校に寄贈す。結構完備、設備整齊、至らざるところなし。又、大内村公民壆校設 金一千圓を寄附す。 大正九年以來、十年間、年々自ら旅費を支給し、小學校優等卒業生をして九州阪神地方に巡

いう點である。

的な 的効果を生むことは否定できない。 あつたにもかかわらず、 の開設者としてよりは、 して鄕を出で、ついに鄕里に歸らなかつた。それで、 ―あえていえば大内村的な 被問者の擧げる尊敬の理由も、おおかた、との「頌德碑」によつている。校庭に存するとの碑文が、 わずか一票しかえられなかつたことも、おそらく、これと無關係ではあるまい。 むしろ、 彼らの住むとの大内村への寄與によるものであつた。野村素軒が、 --- 「名士」とが、 にもかかわらず、 並んで擧げられていることに、さして矛盾もなければ、 もしかように考えられるならば、 植木博士の畏敬される所以は、 その學的貢獻や佐波 植木博士や素軒と、 村一 素軒は若く 番の人物で 山下 以下地方 非連續 ンネル 教育

は 的にこれを了解することができない。「地方的」名士がほとんど農事に關する功勞者であることを考えるとき、 も存しない。換言すれば、彼らの「名士」たる知覺には、多少とも、經驗的な裏付けを必要 とす る。 たとえいかに美しくまたたこうとも、それだけでは、説得力をもたない。理論的には了解できても、 はるかなる星 彼らは實践 彼ら

の思考に、

ある程度の Consistency を認めて差支えないであろう。

ば、 を伴うべきことは、一應の示唆として受取らるべきであると考える。 それらは、 と共に、 この結論を導くのは、なお早計であろうが、地域閥は、 庄屋家の存在も定かではない。長州閥も、 いずれも士族階級に屬していた。中矢田と茅野神田は、まつたくの農村部落であり、舊士族も存しなけれ あえて憶測をたくましくすれば、地誌に記される名士は、いずれもこの二部落の出身ではなかつた。 所詮、 士族階級のものであり、農民のあずかり知るところではなかつ それのみによつて解釋せず、 その Components の分析 かつ

餘

論

ないのも當然であろうが、 いケース・スタディ あろう。すなわち、 にとどまるべきである。 本調査は、 本來的にケース・スタディたるべきであつて、分析はむしろ、 假説的に失敗しているので、本稿もまた調査報告の體をなすものではない。たかだか、失敗の經過記錄 本稿のように、Items ごとの傾向把握は、統計處理の常識を無視するわけであり、 の端緒をなすだけと見なくてはならない。 しかも、 なお、 斷片的に問題を囘顧しつつ、二三の蛇足を附加えて、 技術的にも、この記錄は大きな缺點を露呈している。 したがつて、本稿において、 調査單位ごとの Items の關係に置かるべきで 五〇餘の事例によつたこの調 餘論としたいと思う。 何ら結論的なものの出 それはせいぜ

Participation の差によるものである。大内村の、「他處者」は、もちろん、「渡り農民」ではない。 Outsiders とに區別する。 を挟出すべく、カリフォルニヤの田舎町にその對象を求めている。彼は、この町の住民を大きく Nuclear Group と つばら わち、季節的な移動農民を主としている。しかも、兩者は上下的に二つの階層をなし、町の主要な行事や活動は、も ューディール政策の批判を目指していると見ることができるが、そのために、ゴールドシュミットは東部農村の特徴 者」の別 來者であり、 農家・非農家の別は、 前者によつて執行われる。前者を Nuclear Group と呼び、後者を Outsiders と稱するのも、 かつ「地の者」と上下的關係に立つところには、なお Outsiders を連想せしむるものなしとしない。 前述のように、ゴールドシュミットの研究からヒントをえたものである。 世帶主の職業的差異から導かれたもので、これには問題はないと思うが、「地の者」、「他處 前者は定着的なこの町の住民、後者はこの町の農業(綿作)に不可缺な「渡り農民」、すな との研究は、究極的には、 が、 かかる Social 彼らが外

* W. Goldschmidt, ibid.

が ことに なる。 これが典型的にあらわれたとき、 むしろ、その反對の開放性であり、また、ここに彼は、北部および南部農村と區別される、西海岸農村の特徴を指摘 しようとするのである。 けれども、 ゴールドシュミットは、これを社會行動の問題に移しているのである。 彼らの價値指向が外社會に向う場合であり、封鎖的な態度とは、その逆の場合を指す。開放的な態度は、 ゴールドシュミットが Nuclear Gruop に認めたのは、「地の者」に見られるような封鎖性ではない。 内社會(in-group)と外社會(out-group)とを構造的に區別したのは、 彼のいう封鎖性・開放性は、 居住地(内社會)は單なる生活の場所となり、主要な關心は外社會に集中される 構造の問題というよりは、 しかし、行動の問題として in-group と むしろ態度の問題である。 サムナー の功績とされている 開放的

out-group を取扱つたのは、むしろシェリフやニューカムの功に歸せられなければならない。彼らによれば、 Mem-*** 兵士』の研究に援用したのも、この Reference Group Theory であつた。大内村にオープン・システムを豫想した bership Group と Reference Group の二つの集團概念が區別される。 ではないかという期待からであつた。しかし、デスク・プランに基づいたこの期待が、 に庶幾したのは、 ープン・システムの社會において、より多く見られることが豫想される。マートンが、互視的な立場から、『アメリカ ならずしもそれに限られるわけではない。そして、かかる不一致は、おそらく、カリフォルニヤの農村のような、オ であるともいえる。ととろで、Membership Group と Reference Group とは、一致する場合が多いにしても、 から、それは社會學的集團であるが、後者は、個人のいだく價値の向けられる集團のことであるから、心理學的集團 前述のように、との村の歴史的・地理的事情に基づくものであつたが、かかる體制から、われわれがひそか 同様 Membership Group と Reference Group との離反について、 何らかの示唆がえられるの 前者は、 個人が所屬する集團のことである 調査の施行と共にあえなく消 か

* W. G. Sumner, Folkways, 1907

えてしまつたことは、既に見てきた通りである。

- * M. Sherif, An Outline of Social Psychology, 1948; M. and C. W. Sherif, Groups in Harmony and Tension,
- ** T. M. Newcomb, Social Psychology, 1951. Eng. Ed

*

- * * * R. K. Merton and P. F. Lazarsfeld, Continuities in Social Research, 1950
- との調査のヒントは、 以上の諸研究にあつたわけであるが、ともかく、われわれは、この二部落の性格を理解する

義を減殺することになろう。われわれが、この二つの類別を、ついに「型」と呼びえなかつたのも、 り合う部分の多いことも、 して、本稿のように、 なければならね理由もない。にもかかわらず、分析が多少とも統計的な線に沿つて行われるとき、量的跛行は、 る。型の區分は dichotomy (二分法) に限られることはなく、 であり、非農家の多くは「他處者」であるというように、二つの區分において、 家、「地の者」と「他處者」とが、量的に相當程度の 跛行狀態を 示していたこと、第二に、農家の多くは「地の者」 の解決には不適格であつたわけである、その原因には、 効であつたろうか。いいかえれば、諸現象の説明的處理において、との枠組が有力な手段となりえたのであろうか。 われわれは、 むしろ、との枠組がぼやけてきたことを認めなければならない。すなわち、との二種類の區別は、 有意差の檢定をさえ不可能のような少數事例を採りあげざるをえないことにする。また、 「地の者」―「他處者」の別を提示した。 それ自體、不適格の理由とはなりえないにしても、 まず次のことが考えられよう。それは、 また、かく區分された二つの型が量的に均衡をえてい しかし、 その後の分析において、この類別が果して有 やはり、異る規準よりなされた型の意 相重なる 部分の多かつたことであ 第一に、 とのためであつ 時と 間

手方、 地、 Иţ かならずしもその説明が不可能ではない。われわれがはじめ、二分法的な類別をなしたとき、その基礎となつた標識 本質的に各調査單位を獨立變數(Independent Variable)として扱つて差支えのない内容のものであつた。出生 居住期間 村の生活での不滿、 それにしても、 職業、 最初設定された類別が、その後の分析において、あまり効果を擧げなかつたことについては、 經營面積、 さては恩顧關係にしても、これらは本來的に他者の存在を豫想しなくてはならない。すな 收入、等、すべてそうである。 しかるに、 その後の交際關係、 相談相手、借金の

わち、 從屬變數 (Dependent Variable) として、扱わなければならない。 獨立變數的な屬性な基づいた類別が、

從

豫期されてしかるべきであつたろう。

屬變數的諸項目の處理にそのまま當はまらないことは、

家も、 明にも貫徹されるためには、農家と非農家、「地の者」と「他處者」において、その立つところの社會構造の差異の 乃至期待された社會關係に向けられていたわけであるが、ところで、さきに設定された類別が、とれら社會關係の解 そのもののうちにもひそんでいたことを見遁すべきでない。類別設定以後の分析は、 發達せしむべき基盤は、當初から存在しなかつたわけである。もちろん、「他處者」という意識を「地の者」から拂 「他處者」であつて、その事例は少いにしても、その幾戶には同樣な因子が認められる。すなわち、 有していた。とれは、特に、「他處者」の過半を占める來住農家についていえるところである。また、非農家の多くは 存することが望ましい。 ではなかつた。 拭させるには、 既に村の體制に統合さるべき基礎をもつていた。いいかえば、 われわれの類別を効果薄にしたのは、以上のような技術的・方法的な點においてだけでなく、 なお時日を要するに違いない。けれども、この「他處者」は、まつたくの Outsiders や Newcomers だから、「郷に入れば郷にしたがう」のがこの村の社會倫理であつたとしても、「他處者」にとつても しかるに、 「他處者」は、 既に入村する以前から、その多くは村内に受容さるべき因子を所 われわれの類別に則した社會構造を、 大體、 被問者を圍繞く社會關 「他處者」、 それぞれ 實は現象

が、 出てきた結果からすれば、 平常親しくしている者についてであるが、この質問内容を相手がどう解したかには、一沫の疑念はあろう。 かならずしも明瞭であるとはいいえない。そこで、 いわゆる「女方」の優位が確かめられた。 われわれは、この一般的な質問を限定する意味で、二つ とれに對して、 親等表や系譜關係に基づく

との倫理にあえて反抗する理由は存しなかつたのである。

一八三

社會的公分母の發見と共に、現象形態そのものの素直な把握にあるとすべきであろう。 あらゆる借財の形態がこれによつて解決されるとしてはならない。あらゆる現象形態は、 用は、借財の在り方として、おそらく極限的な型に屬すと思われる。そして、これは極限的であると共に、 點の極限的位置を確かめるのと同樣である。この手法は、事象の本質的な在り方を見る場合には有效であるが、しか 關連して想起されるのは、いわゆる「極限型」の立場であろう。すなわち、事象の本質は、これを限界的な立場に押 ながらも、たお、社會的・文化的「文脈」において、その相貌をいちじるしく異にする。 でもあろう。 その存在が證明され、通常人の心的過程は、かえつて精神病者の分析に示される。とれは、 の危機的狀態を假定して、これへの應答を求めてみた。 しやつたとき、 擇者の數や性質も、 その事象のあらゆる在り方が、これによつて理解されると考えてはならない。例えば、 かえつてとれが顯わとなつてくる。平常、意識されない社會的拘束力は、社會的規範を犯した場合に かかる場合、借用の相手方からして、親族結合の本質的な在り方が推測できたとしても、さりとて おのずから異なつてくる。とれは、借金の二つの場合についても同様である。ととろで、 危機の性質と程度、すなわち、その内容の別について、 實證的社會科學の任務は、 本質的なものを基底に藏し われわれの場合、大金借 軌跡の問題を解くとき、 非日常的 とれと 被選

ちろん、 同族結合が、たとえ日本的社會結合の在り方を示すとしても、それはあらゆる結合形態に顯現するとは限らない。も されているところによれば、日本的族的結合の本質は、 最後に、 とすれば、 同族組織が明かに共同體の構造を支配していれば、それは共同體內のさまざまの生活慣行にあらわれてくる さきの「女方」の優位と、いわゆる同族結合との關連について一言しておきたい。とんにち、 われわのえた「女方」の優位は、一見すると、この同族結合論と矛盾するようにも思われる。しかし 同族團と呼ばれる系譜關係に基づく家連合にあるとされて 一般に承認

非日常的な行動面に求めるのが妥當であろう。もちろん、大内村の場合、大金借財の想定において、多少とも男系血 族があらわれてきたことをもつて、その證左とするのは、あまりにも根據薄弱である。が、とにかく、「女方」の優 に違いない。が、もしそれが潜在的な基礎構造をなすにとどまるとするならば、これを見る「場」は、むしろ極限的

位は、同族理論の否定とはならない。いうまでもなく、

りでは、大内村の同族結合はきわめて微弱のようであり、この間の關係を確定しえないことを遺憾とする。

强い共同體を採りあげて、われわれの行つたようなアプローチを試ろみてみることが望ましい。しかし、徴しうる限

「實驗的」に、この間の消息を知ろうとすれば、同族結合の

一一九五四・九——